



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

道府県知事様、道府県議会議長様、政令市市長様、政令市議会議長様

「東京都・受動喫煙防止条例」と同趣旨の条例制定を進めてください

謹啓 現在国では、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が国会に提出されています。その概要は、「医療機関や学校、行政機関は敷地内禁煙とする（屋外の喫煙所設置は認める）。飲食店は原則屋内禁煙（喫煙専用室は設置可）とするが、客席面積100平方メートル以下で、個人経営か資本金5千万円以下の中小企業が経営する既存店では、「喫煙」「分煙」などの表示をすれば喫煙を認める。一方で、新規店は原則屋内禁煙とする。」とのことで、飲食店全体の55%（大都市では80～90%）は喫煙可能になると推計されています。

一方で、東京都では、「従業員を雇っている飲食店（約84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」との条例骨子案を公表し、6月都議会で提案される方向のようです。

また、吉村大阪市長及び松井大阪府知事は連携調整して、「2025年の万博誘致をにらみ、国よりも対象施設を広げるなど、独自の受動喫煙防止条例制定を目指す」と報じられています。

記

1. 他の道府県・政令市、及び議会におかれても、東京都や大阪府等の動きに合わせ（御地でも既に独自に検討されていることとは思いますが）、特に飲食店などの利用客と従業員、市民・住民、訪問者、観光客や海外の方々の健康を受動喫煙の危害から守る健康的な日本及び道府県・政令市のために、受動喫煙防止条例の早期の制定（既に条例のある神奈川県、兵庫県では見直し改正）を進めていただくようお願い申し上げます。
2. 東京都の案と同じく、「従業員を雇っている飲食店（約84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」のが、全ての従業員の健康が守られる良策かと思えます。（飲食店業界は売上げが減ることを危惧して反対する動きがありますが、禁煙によって飲食店の売上げは減るものでなく、かえって増えるであろうことが国内外で報告されています。）
3. 従業員のいない既存の飲食店については、新規店は屋内禁煙を義務づけ、既存店でも店主と家族、及び利用客の健康のために、屋内禁煙が望まれます。
4. 「分煙」では煙は必ず漏れ出ますので、屋内禁煙の徹底が必要です。
<http://www.jstc.or.jp/uploads/uploads/files/journal/2018423DC.pdf>
5. 条例の遵守を担保するために、罰則（行政罰の過料）が不可欠です。

2018年5月18日

陳情代表者 一般社団法人 日本禁煙学会

理事長 作田 学

東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201